

保存期間 10年

組対発第241号

平成19年3月16日

本部内各部課（所、隊）長

警察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

地方整備局発注工事等からの暴力団関係業者の排除について

近年、暴力団は、その活動実態を不透明化させるとともに、資金獲得活動を多様化させており、関係企業を通じて建設業に進出し、暴力団の威力を用いて公共工事に介入するなど、公共工事が大きな資金源となっている実態がある。

これらの状況から、国土交通省地方整備局と警察との間で「地方整備局発注工事等からの暴力団関係業者の排除に関する合意書」を締結し、地方整備局発注工事からの暴力団排除活動を実施中であるが、今般、犯罪対策閣僚会議の暴力団資金源等総合対策ワーキングチームにおける議論を踏まえ、さらに、地方整備局発注工事の請負者に対して、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合に警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティーを科すという通報報告制度が導入されることとなった。

本通報報告制度の施行に伴い、不当要求現場からの通報等の増加が予想され、これらに対する迅速、的確な対応が求められることから、本制度の趣旨、対応要領等について指導教養を徹底し、適切な対応を図られたい。

記

1 制度の概要

国土交通省地方整備局発注工事を受注した請負者は、暴力団員等から不当介入を受けた場合には、警察への通報及び捜査上必要な協力と発注者への報告の義務が生じることとなり、通報等を怠った場合は、指名停止、工事成績評価点の減点等のペナルティーが科される。

請負者から通報を受けた警察は、教示、捜査等必要な措置をして、地方整備局総

務部長へ刑事部長名で通知し、地方整備局総務部長が請負者から報告を受けたときは、刑事部長へ通知する。

警察は、請負者が暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、刑事部長名で地方整備局総務部長へ通知する。

2 実施上の留意事項

(1) 推進体制の確立

組織犯罪対策課は、不当介入事案及び報告義務違反に関する一元的な管理、指導等を実施すること。

各警察署は、暴力犯担当係長を「公共工事不当介入排除担当官」に指定し、的確な現場対応、組織犯罪対策課への報告等を実施すること。

(2) 対応要領

不当介入に係る通報を受けた場合は、その内容に応じて、請負者に対処要領を教示するとともに、違法・不当な行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団対策法に基づく行政命令の発出等、適切な対応を図ること。

(3) 保護対策の実施

請負者及び地方整備局職員等に対する保護対策を検討し、状況に応じた適切な保護対策を実施すること。

(4) 関係機関団体との連携

不当介入事案については、(財)茨城県暴力追放推進センターへの相談も考えられることから、同センターとの連携に配慮すること。

同事案への的確な対応を徹底するため、茨城県建設業暴力追放推進協議会等との連携強化を図り、本制度の実効を期すること。

(5) 指導教養の徹底

通報報告制度の施行に伴い、請負者から不当介入に関する被害届、相談等が交番、駐在所等、あるいは当直等に寄せられることが考えられることから、本制度の趣旨、対応要領について指導教養を徹底すること。

3 報告

本件事案を認知した場合は、警察安全等処理票、現場臨場報告書等の必要書類を作成するとともに、組織犯罪対策課宛て即報すること。

4 その他

本件、通報報告制度は全ての公共工事から暴力団を排除するため、県・市町村へ

も導入する必要がある。

県とは昨年来協議中であるが、各警察署においては市町村発注工事への導入に向けた活動を推進されたい。